

○倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱

昭和52年7月23日

告示第190号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における大規模な建設工事について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、当該建設工事の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)、倉敷市工事執行規則(昭和49年倉敷市規則第16号)、倉敷市建設工事入札指名等委員会規程(昭和59年倉敷市訓令第1号)及び倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成元年倉敷市告示第207号。以下「参加資格要綱」という。)の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の対象工事は、設計金額が4億円以上の建設工事とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)の資格は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める経営に関する事項の審査及び同法第27条の29に定める総合評定値の通知を受けた建設業者であつて、参加資格要綱第6条によりA級以上に格付けされている者とし、その構成は、2業者以上をもつて1共同企業体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、特A級に格付けされている者と共同企業体を構成する場合に限り、B級に格付けされている者を構成員とすることができるものとする。

3 共同企業体を構成する場合、一つの構成員は、同一工事について、二つ以上の共同企業体を構成できないものとする。

(共同企業体の入札参加資格)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づき結成される共同企業体について、入札参加資格要件を定めることができるものとする。

(工事の公表)

第6条 市長は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 共同企業体の構成員数及び出資比率
- (7) 前号に規定する構成員の資格要件及び代表者要件
- (8) 提出書類
- (9) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査に関する所定の申請書(以下「申請書」という。)の受付期間及び受付場所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(申請手続)

第7条 競争入札に参加しようとする者は、受付期間内に所定の申請書を構成員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付させるものとする。

(入札参加資格審査)

第8条 前条第1項の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、対象工事ごとの入札参加資格要件により資格審査を行うものとする。

(入札参加の範囲)

第9条 共同企業体を構成する構成員は、単独で同一の競争入札に参加することができない。

(入札参加資格確認の通知)

第10条 共同企業体に対する入札参加資格確認の通知は、構成員の代表者に通知するものとする。

(入札書)

第11条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

2 電磁的方法（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）による入札については、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

（契約の締結）

第12条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

（代表者の権能）

第13条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(昭和57年7月5日告示第161号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(昭和58年6月30日告示第158号)

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月24日告示第128号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成2年1月29日告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成7年6月1日告示第206号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成7年7月24日告示第271号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年4月17日告示第216号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成13年6月21日告示第353号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成15年5月9日告示第343号)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成16年5月27日告示第319号)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日告示第373号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年1月17日告示第28号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。